お知らせ

障害者の法定雇用率の引上げ

労務監査クラウド ヨクスル

■障害者の法定雇用率が2.5%→2.7%に引上げ

障害者雇用促進法の改正により、民間企業は現行の2.5%から2.7%に引き上げられます。障害者雇用納付金については、来年度（令和９年度）の申告から、引上げ後の法定雇用率に基づいて申告等をする必要があります。

令和８年６月まで	→	令和８年７月から
法定雇用率2.5%（40人に１人）		**法定雇用率2.7%（37.5人に１人）**

【動向】2025年度の雇用障害者数は過去最高を更新

- 雇用障害者数：74万4,610人（前年から2万7,148.5人増加）
- 障害者雇用率：2.41%（前年同率だが、小数点第３位以下で比較すると増加）
- 法定雇用率達成企業の割合：46.0%（前年同率）

Copyright (C) 2026 株式会社 全国労務診断協会 All Rights Reserved.

お知らせ

障害者の法定雇用率の引上げ

労務監査クラウド ヨクスル

【実務対応のポイント】

①常用雇用労働者数と障害者数を把握する

・障害者雇用に関する対応は、自社の常時雇用労働者・障害者の人数に応じて変わります。障害者の方には障害者手
帳の提出を依頼し、②の対応がスムーズにできるようにデータベース化しておきましょう。

②常時雇用労働者数に応じて必要な対応を確認する

（１）法定雇用率以上の常時雇用労働者がいる場合（37.5人以上）

・毎年６月１日時点の障害者雇用状況をハローワークに７月15日までに報告
（通称：ロクイチ報告）

・障害者雇用の促進と継続のために「障害者雇用推進者」を選任（努力義務）

（２）常時雇用労働者101人以上の場合

・障害者雇用納付金の申告・納付
（前年４月～当年４月の障害者雇用状況に基づいて５月15日までに申告）

法定雇用率が未達の場合：障害者雇用納付金の納付
法定を超える一定の雇用率の場合：障害者雇用調整金の受給

※常時雇用労働者が100人以下の企業でも、一定の障害者雇用数を達成している場合には、報奨金を受給できる

Copyright (C) 2026 株式会社 全国労務診断協会 All Rights Reserved.